

---

令和 8 年 第128回（定例）神 河 町 議 会 会 議 録（第 5 日）

令和 8 年 3 月 24 日（火曜日）

---

議事日程（第 5 号）

令和 8 年 3 月 24 日 午前 9 時開議

- 日程第 1 第13号議案 令和 7 年度神河町一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第 2 第15号議案 令和 7 年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 3 第21号議案 令和 7 年度神河町水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 4 第23号議案 令和 8 年度神河町一般会計予算
- 第24号議案 令和 8 年度神河町ケアステーション事業特別会計予算
- 第25号議案 令和 8 年度神河町国民健康保険事業特別会計予算
- 第26号議案 令和 8 年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第27号議案 令和 8 年度神河町介護保険事業特別会計予算
- 第28号議案 令和 8 年度神河町土地開発事業特別会計予算
- 第29号議案 令和 8 年度神河町訪問看護事業特別会計予算
- 第30号議案 令和 8 年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算
- 第31号議案 令和 8 年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算
- 第32号議案 令和 8 年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算
- 第33号議案 令和 8 年度神河町水道事業会計予算
- 第34号議案 令和 8 年度神河町下水道事業会計予算
- 第35号議案 令和 8 年度公立神崎総合病院事業会計予算
- 日程第 5 第39号議案 神河町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第 6 第40号議案 神河町公の施設（峰山高原スキー場）の指定管理者指定の件
- 第41号議案 神河町公の施設（峰山高原ホテルリラクシア）の指定管理者指定の件
- 日程第 7 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 第13号議案 令和 7 年度神河町一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第 2 第15号議案 令和 7 年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 3 第21号議案 令和 7 年度神河町水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 4 第23号議案 令和 8 年度神河町一般会計予算
- 第24号議案 令和 8 年度神河町ケアステーション事業特別会計予算
- 第25号議案 令和 8 年度神河町国民健康保険事業特別会計予算

- 第26号議案 令和8年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算  
 第27号議案 令和8年度神河町介護保険事業特別会計予算  
 第28号議案 令和8年度神河町土地開発事業特別会計予算  
 第29号議案 令和8年度神河町訪問看護事業特別会計予算  
 第30号議案 令和8年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算  
 第31号議案 令和8年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算  
 第32号議案 令和8年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算  
 第33号議案 令和8年度神河町水道事業会計予算  
 第34号議案 令和8年度神河町下水道事業会計予算  
 第35号議案 令和8年度公立神崎総合病院事業会計予算  
 日程第5 第39号議案 神河町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件  
 日程第6 第40号議案 神河町公の施設（峰山高原スキー場）の指定管理者指定の件  
 第41号議案 神河町公の施設（峰山高原ホテルリラクシア）の指定管理者指定の件  
 日程第7 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について

---

出席議員（11名）

1番 小島 義次	7番 松岡 宣彦
2番 木村 秀幸	8番 藤森 正晴
3番 小寺 俊輔	9番 藤原 資広
4番 廣納 良幸	11番 栗原 廣哉
5番 安部 重助	12番 澤田 俊一
6番 吉岡 嘉宏	

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

局長 ..... 高内 教 男      主査 ..... 鵜野 雄二郎

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 ..... 山名 宗 悟      建設課長 ..... 藤原 寿一  
 副町長 ..... 前田 義 人      地籍課長 ..... 中野 友純  
 教育長 ..... 中野 憲 二      上下水道課長 ..... 谷      和     人

総務課長 ..... 平岡 万寿夫  
総務課参事兼財政特命参事兼病院改革推進室長  
..... 黒田 勝樹  
税務課長 ..... 中島 宏之  
住民生活課長 ..... 井出 博  
住民生活課参事兼防災特命参事  
..... 藤原 一宏  
農林政策課長 ..... 前川 穂積  
農林政策課参事兼山・川・田園再生特命参事  
..... 岩田 勲  
ひと・まち・みらい課長  
..... 石橋 啓明  
ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事  
..... 高橋 吉治

健康福祉課長 ..... 藤原 栄太  
健康福祉課参事兼保健師事業特命参事  
..... 木村 弘美  
会計管理者兼会計課長  
..... 北川 由美  
町参事兼事務長 ..... 高階 正三  
病院総務課長兼施設課長  
..... 井上 淳一郎  
教育課長兼給食センター所長  
..... 児島 浩司

---

#### 午前9時00分開議

○議長（澤田 俊一君） 皆さん、おはようございます。会議を再開します。

ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達していますので、第128回神河町議会定例会の第5日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

それでは、日程に入ります。

---

#### 日程第1 第13号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第1、第13号議案、令和7年度神河町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

議案の審査を付託しておりました総務文教常任委員会の審査報告を求めます。

藤原資広委員長。

○総務文教常任委員会委員長（藤原 資広君） おはようございます。9番、総務文教常任委員会委員長の藤原でございます。それでは、第13号議案、令和7年度神河町一般会計補正予算（第8号）の審査報告をいたします。

3月5日の本会議において総務文教常任委員会に審査を付託されました第13号議案につきましては、3月9日に委員会を開催し、行政成果、財源の確保、適正な事務執行、負担の公平性、費用対効果といった観点から審査を行いました。質疑終結の後、討論はありませんでした。採決の結果、委員全員の賛成により、当委員会としては原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、審査過程における主な質疑応答の要旨を報告いたします。

まず、歳入でございます。

町税の滞納繰越分についての質疑がありました。固定資産税の滞納分で高額滞納者から納付があったとのことだが、どういう過程で納入されたのかの問いに対しまして、法的な措置として土地、建物の差押登記をしたところ、滞納者から滞納分を一括で支払いたいと申出があり納入されたとの答弁でございました。

次に、高額な滞納が差押登記で支払われたとのことだが、今回初めてこういう形を取ったのかの問いに対しまして、滞納整理委員会で指導を受けている弁護士に相談の上、本年度法的措置に着手したとの答弁でございました。

次に、歳出のほうでございます。

衛生費、通院支援アプリ導入委託料についてでございます。

最初に、通院支援アプリを導入した場合、患者はどのくらい便利になるのか。他院での実績や効果は把握しているのかの問いに対しまして、同様の事例として、島根県の公立邑智病院が国の交付金を使って導入されており、会計での待ち時間を減らすためクレジットによる後払いなどを実施されている。当院が考えてるのはLINEを活用した通院支援アプリの導入で、クレジット登録による後払いのほか、診察順や待ち時間が確認できる仕組みを考えている。支払いでクレジットによる後払いを選択すると、診療終了後、そのまま帰ることができ、会計待ちが解消される。また、診察順や待ち時間の確認ができることで心理的負担の軽減が図られると期待しているという答弁でございました。

次に、高齢者の中にはスマートフォンをあまり活用できないという方もおられるが、その場合はどうなるのかの問いに対しまして、付添いの方の操作でも利用できるので一定そういった形も考えているが、従来どおり窓口での会計対応も想定している。導入後については登録数や使用状況をしっかりチェックしていきたいとの答弁でございました。

最後に、通院支援アプリの機能については、全ての機能を導入するものではないと書かれている。導入する機能に優先順位はあるのかの問いに対しまして、通院支援アプリの導入に併せて院内の体制を変えるなど検討すべき内容があるため、現時点で優先順位は出せないが、予算を最大限効率的に活用できるよう、職員や患者の意見等も聞きながら慎重に検討していきたいという答弁でございました。

次に、妊婦のための支援交付金についてでございます。

母子衛生費で妊婦のための支援給付交付金が65万円減額されているが、この交付金の事業内容と減額となった理由はの問いに対しまして、妊婦のための支援給付交付金は、母子手帳交付時に5万円と生まれたときに5万円を支給するものである。当初35人の出生数を見込んでいたが、今年の出生数が27人となったため、減額補正にしているという答弁でございました。

次に、自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金についてでございます。

自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金を全額減額しているが、申請者は誰もいなかったのかの問いに対しまして、12月に案内チラシを配布した後、4件の相談が

あった。ただ、事業期間が1月末までとなっており、期限までに事業完了が困難とのことで断念された。相談のあった4名のうち2名の方から前向きな意向を聞いているので、来年度以降で事業化した際には活用くださいと案内してる。結果として、今年度は申請件数がゼロ件となったという答弁でございました。

次に、中播北部行政事務組合負担金についてでございます。

中播北部行政事務組合負担金の火葬場分で667万3,000円が減額になっている。どういう形で減額になったのかの問いに対しまして、令和6年度の不用額を令和7年度に繰り越しし、それを令和7年度に精算して返金するもので、従来からこの形で会計処理を行っている。クリーンセンター分の負担金848万4,000円も同様の会計処理を行っているという答弁でございました。

農林水産業費で言います。森林環境譲与税基金積立金についての質疑でございます。

森林環境譲与税基金積立金1,162万円が計上されてるが、現在の積立残高は幾らかの問いに対しまして、令和7年度末で3,256万2,000円の残高を見込んでるという答弁でございました。

次に、この基金は今後活用されると思うが、現状で何か事業をしたいという思いがあるのか。それとももう少しためてから慎重に使い道を考えていくのかの問いに対しまして、令和7年度末の残高を見越して、令和8年度に森林環境譲与税活用事業の中で新たなメニュー等を考案し取り組む予定である。基金は残さずに使っていく形で予算編成をしているという答弁でございました。

以上が質疑応答の内容でございます。

なお、詳細につきましては審査報告書を御覧ください。

また、タブレットには会議録も掲載しておりますので、併せて御確認願いたいと思います。

これで第13号議案、令和7年度神河町一般会計補正予算（第8号）の審査報告を終わります。

○議長（澤田 俊一君） 報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第13号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第13号議案は、原案のとおり

可決しました。

---

○議長（澤田 俊一君） 次の日程に入る前に、第15号議案及び第21号議案の2議案について経過を説明します。

この2議案は、3月3日の本会議において町長から議案が上程され、提案説明があり、3月5日の本会議で質疑を行いました。先ほど2議案と関連があります第13号議案、令和7年度神河町一般会計補正予算（第8号）が可決しましたので、2議案について本日、討論と採決を行うものです。

それでは、日程に戻ります。

---

#### 日程第2 第15号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第2、第15号議案、令和7年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

上程議案に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第15号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第15号議案は、原案のとおり可決しました。

---

#### 日程第3 第21号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第3、第21号議案、令和7年度神河町水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

上程議案に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第21号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第21号議案は、原案のとおり可決しました。

---

#### 日程第4 第23号議案から第35号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第4、第23号議案から第35号議案、令和8年度各会計

予算を一括議題とします。

13議案の審査を付託しておりました予算特別委員会の審査報告を求めます。

栗原廣哉予算特別委員長。

○予算特別委員会委員長（栗原 廣哉君） 皆様、おはようございます。予算特別委員会委員長の栗原です。それでは、予算特別委員会の審査内容を報告いたします。お手元の審査報告書を御覧ください。

まず、審査の経過であります。去る3月5日の本会議において当委員会に付託されました第23号議案、令和8年度神河町一般会計予算並びに第24号議案から第35号議案までの各特別会計・企業会計予算について、3月11日、議長を除く9名の委員により審査を行いました。

審査に当たっては、提案の趣旨と目的に従って、適正な判断により行政成果が上がるよう、かつ町政の進展と住民の福祉の向上にどのような効果をもたらすのか、執行をどのようにすべきなのかなどの観点から慎重審議を行いました。

次に、審査の結果であります。第23号議案、令和8年度神河町一般会計予算から第35号議案、令和8年度公立神崎総合病院事業会計予算について、いずれも質疑終結の後、討論はなく、採決の結果、全会一致で当委員会として原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、審査内容について、審査過程における主な質疑応答の要旨を報告します。なお、事業の内容そのものについて説明を求める趣旨の質問については、報告書への記載は割愛させていただきましたので、御了承ください。

第23号議案、令和8年度神河町一般会計予算。

歳入については、質疑ありませんでした。

歳出です。まず、総務費。クエスチョン、中村ドリームホールの屋根に町が設置している太陽光発電設備の撤去工事費が1,000万円以上、計上されている。非常に高額な撤去費だと思うが。アンサー、工事費の中には、高所作業に伴う足場等の設置費用のほか、ソーラーパネルや設置機材、レール、インバーター等、機械類等の撤去費用、そしてそれらの処分費も含まれている。

クエスチョン、今回撤去するのは発電しなくなったためということだが、その原因は何か。これまで点検や修理は行っていたのか。アンサー、太陽光発電設備の設置は平成10年で、平成24年頃にインバーターの故障により修理を行った。最終的に令和6年にパワーコンディショナー本体が故障し、発電しない状態になった。点検した結果、パワーコンディショナーだけでなく、ソーラーパネルもほとんど発電しておらず、修繕した場合は4,000万円以上の費用がかかるが、国の補助等もなく財源的に厳しい状況である。また、中村区としては撤去してほしい意向だったため、今回撤去するに至った。

次に、JR播但線利用促進事業は3年間の事業期間が終わったが、引き続き同じ補助事業を行うとのことである。一度ここで事業内容を見直して、特にJR遠距離通勤・通

学等補助金について別の施策に変更するといった考えはなかったのか。アンサー、JR播但線の輸送密度等は事業の実施に応じて増えており、町として利用促進に効果があったと捉えている。JR遠距離通勤・通学等補助金については、令和7年9月末時点で128件の申請があった。そのうち通学補助申請者の実人数は63人であった。通学等の定期購入補助について、高校や大学、専門学校等への通学に役立ったという意見があり、生活支援にもつながっている。これら全体的な評価を踏まえ、令和8年度以降も継続する方向で予算計上している。

生活支援という面では別のメニューで実施し、JR播但線の利用促進として求められているのは寺前－和田山間の輸送密度の上昇である。特急はまかせ利用促進の補助率を上げるなど、補助事業を効果的に実施することで輸送密度は上がっていくのではないかと。アンサー、和田山方面については輸送密度が低いため、その部分についてはこれまでも補助メニューを厚くしてきた。基本的にはJR播但線は姫路－和田山間であるため、全体の利用促進を図っていく必要がある。播但沿線の市町の連携の下、播但線全体の利用を上げていくという取組がこれからも必要だと考えている。

クエスチョン、随時、評価しながら検証し、1年やってもあまり効果がないようなら、次年度は新しい方策を考えてほしい。アンサー、令和8年度から再び事業をスタートするので、年度ごとに評価しながら、新たな施策も検討したい。

クエスチョン、コミュニティバス運営事業について、ここ二、三年の利用人数の増減は。アンサー、利用人数は少しずつ下がってきている。原因としては、小・中学生の登下校で利用する生徒児童の人数が減っているためである。

クエスチョン、コミュニティバスはほとんど人が乗っていない時間帯の運行があり、非常にもったいないと思う。そういった時間帯の運行を省くなど運用を見直すことで予算を抑えることはできないかと思うが、そういった協議を委託先の株式会社ウイング神姫と行っているか。アンサー、運転士の確保という部分もあるので、株式会社ウイング神姫とは随時協議を行っている。町としては、利用者の少ない午前10時から午後3時の時間帯についてはデマンド型交通を計画し、長谷川上線で試行運転を行っており、全町デマンド型交通の運行を目標に話を進めている。

クエスチョン、四、五年近くデマンド型交通という言葉が出ているが、一向に進んでいない。越知谷地区や小田原地区についてもデマンド型交通を導入する方向で早急に検討すべきだと思うが。アンサー、デマンド型交通を取り入れることによって、コミュニティバスの運行などに影響が出るため調整している状況で、現在はまだ進んでいない。早急にそういった状況を解決しながら全体の公共交通を考えていきたい。

次に、クエスチョン、農村婦人の家管理事業で修繕費が計上されているが、農村婦人の家の利用は増えているのか。アンサー、令和6年度は利用総数が300人程度だったが、令和7年度は700人程度を見込んでいる。神崎公民館が閉鎖されたことによって、農村婦人の家の利用が増えている。

クエスチョン、企業誘致事業のサテライトオフィス誘致については、副業型の会社7社を予定されているが、7社はどのような会社か。アンサー、7社については、令和7年度から継続の3社と令和8年度に新規で4社を見込み、計7社を考えている。令和7年度の3社については、1社がAIやコンピューター関係の仕事、もう1社が六次産業化による特産物の開発、販売を支援する仕事、もう1社が粟賀・中村地区における空き家活用の仕事を行っている。

次に、衛生費であります。クエスチョン、新クリーンセンターの建設工事が始まり、稼働も見えてきたが、稼働後のごみの分別やごみ袋の取扱いなど、ごみ行政がどのように変わっていくか、まだ町民に示されていない。福崎町と市川町の3町でやっていくことになるが、どの辺りまで話が煮詰められているのか。アンサー、現在、担当課長や担当者で協議中だが、まだ具体的には決まっていない。月1回程度、会議を開催し、3町で整合を図っている。

クエスチョン、新クリーンセンターの稼働後、福本区のクリーンセンターはどうなるのか。アンサー、地元の福本区からは、できれば公共用地として使ってほしいという要望はあるが、まだ検討段階である。

クエスチョン、地元から要望が出ているなら、こちらも急ピッチで協議し、令和8年度内には答えが返せるようにしておかなければと思うが。アンサー、住民説明会などをやっていく必要があると思っている。できるだけ早く3町で合意し、早めに案内していきたいようにしたい。

次に、農林水産業費です。クエスチョン、ため池改修事業費負担金が計上されているが、ため池の場所はどこか。アンサー、寺前の大池である。これまで町全体で行っていた事業が、ため池の防災受益面積などの規模が大きいことから県主体の事業となった。今後は町の負担分を県に支払って、県主体で事業が進められることになる。

クエスチョン、町負担分が250万円とあるが、令和8年度の事業費は幾らか。アンサー、令和8年度は、ため池改修の詳細設計の費用として約2,270万円の事業費である。県主体の事業となったため、国が55%、県が34%を負担し、町の負担金は11%の250万円となった。

クエスチョン、有害鳥獣対策事業について、町長は捕獲対策の強化を図ると言われたが、予算は昨年度より減額になっており、強化という内容にはそぐわないと思う。何か新しい取組が必要だと思うが。アンサー、農業振興費の中で、一般財源を中心に行っている一番大きな事業は有害鳥獣対策事業である。令和8年度は生産対策を主体に予算計上している。被害対策については昨年並みだが、全体の枠もあるため、このような予算となっている。

クエスチョン、限られた予算の中ではあるが、少しでも有害鳥獣対策を進めてほしい。そこで、他市町のように地域おこし協力隊を活用して有害鳥獣対策を進めてはどうか。アンサー、他市町では、地域おこし協力隊や臨時職員などが有害鳥獣対策に当たってい

るところがある。当町でも地域おこし協力隊や狩猟経験のある会計年度任用職員などで有害鳥獣対策をやっていくのか、そのやり方について研究しながら考えていきたい。

クエスチョン、スズメバチ駆除費補助金については、上限7,500円で50件ほどの予算を組んでいるが、駆除費用が高くなっているので補助額をもう少し上げてほしい。アンサー、金額は少ないものの、去年は40件を超す申請があった。全体の予算枠の中で補助金を考えていく必要があり、大きな事業が片づく、もしくは農林業振興費のほかの事業を削り捻出するなど、対応できる範囲で考えていきたい。

次に、商工費です。グリーンエコ笠形の新たな管理業者が決定したが、浄化槽の管理はどこがするのか。アンサー、施設内の浄化槽は新たな管理業者に管理をいただく。ただし、体育施設については町が管理する。

クエスチョン、グリーンエコ笠形の浄化槽で以前問題になったのが、排水が基準値をオーバーしていなくても、アユをはじめ河川の生物に影響が出たということである。塩分などが影響するものと思われるので、その辺りも十分に考慮して管理していただきたい。アンサー、排水の水質について十分監視していく。

クエスチョン、峰山高原附帯施設等管理委託料が昨年度に比べて約400万円増えているが、これは調整池のしゅんせつ作業分が増えたという理解でよいか。その場合、しゅんせつ作業は何年に1回しないといけないのか。アンサー、しゅんせつ作業分だけでなく、峰山高原の散策道や町道峰山高原線、屋外トイレに係る委託の単価見直しで約70万円上がっている。しゅんせつ作業については3年に1回となっている。

クエスチョン、観光協会が神河町を妖精の町で売り出そうとしているが、町として観光協会へ支援や協力などは考えているか。アンサー、新たな妖精キャラクターの活用と動画配信による神河町のPRということで80万円の予算を予定している。

次に、土木費です。特定空家等除却工事費が予算計上されているが、空き家を何とかしてほしいという要望は実際のところ何件ぐらいあるのか。アンサー、特定空家については、区長等から相談があった物件の中から空き家対策協議会において認定していくという手続を取っているが、特定空家と認定しているのは4件程度である。その中から、緊急を要するものから順に除却している。

次に、消防費です。クエスチョン、防災備蓄購入費288万円の内容は。アンサー、電気自動車から電気を取り出す可搬型外部給電器を2台購入予定である。また、アルファ化米が令和7年度末で1,000食ぐらい不足するので、それを年度計画により購入していく予定である。

クエスチョン、可搬型外部給電器を使って役場の電気自動車から電気を取り出すことになると思うが、時間や動力はどれくらいか。アンサー、例えば、役場の電気自動車サクラのバッテリー20キロワットアワーから最大電力4.5キロワットの電力を使い続けたとすると、四、五時間は電気を供給できることになる。避難所に配備しているLEDバルーンが200ワット、大型扇風機が100ワットということで、同時に使用した場

合、連続して約50時間程度電気が確保できる。

次に、教育費です。クエスチョン、中学校部活動指導員配置事業で、指導員の現状を教えてください。アンサー、令和7年度については、神河中学校のサッカー部、吹奏楽部、バスケットボール部に指導補助員を配置している。令和8年度については、今のところ、サッカー部の指導者は見つかっているが、野球部の指導者が見つからない状況である。

クエスチョン、他市町において、教師の負担を減らすため部活動を廃部したり、外部団体や外部指導員に任せたりしているところがあるようだが、神河町はそのような話が出ていないか。アンサー、その件は部活動の地域展開で、文部科学省の方針に沿った全国的な動きである。当町についても地域展開はしていきたいが、受け入れていただく地域クラブや地域人材が非常に少ないという大きな課題がある。いろいろな方法を検討しながら地域展開を進めていきたい。

次に、総括質疑であります。神河みらい創造プロジェクトの取組について。

クエスチョン、役場の中堅若手職員で構成した神河みらい創造プロジェクトチームがまとめた提言の中に、施設を縮小しながら充実を図る縮充を進めていくとあるが、管理職としてこの提言をどう受け止めているか。アンサー、参加した職員がしっかり議論し、また施設に足を運び見聞きしたことはよい経験であったと思う。実践を通じて職員が成長する一つの過程として十分機能していると思うので、引き続きやっていきたいと思っている。

クエスチョン、提言をまとめるのも大事だが、自らが動いて町の未来をつくっていくということも考えてほしい。アンサー、自発的に自分たちで考え、自分たちの町や施設を大切にしていって、またそういうことに対する活動を自らやっていくということが一番重要だと思っている。

次に、物価高騰対応重点支援交付金の充当先についてです。

クエスチョン、物価高騰対応重点支援交付金の一部が公立神崎総合病院物価高騰対策支援事業に充当されている。病院への支援は国の推奨メニューとして医療・介護・保育施設等への物価高騰対策支援で位置づけられているが、赤字補填としか受け止められない。せっかく国から国民一人一人に使うことができる交付金が割り当てられたのだから、もっと別の使い方があったのではないか。赤字補填は赤字補填で別の財源が考えられたのではないか。アンサー、できれば違うものに使えたらよかったという思いはあるが、病院自体も物価高騰の影響を受けており、病院の状況も踏まえた中で病院を支援する判断に至った。アンサー、病院としても打つ手がない状況で、今回支援をいただき非常に助かっているが、これに甘んじることなく、今後も経営努力は続けていきたいと考えている。

クエスチョン、病院が存続するために赤字補填はやむなしと思うが、重点支援交付金はやはり町民のために使っていただきたい。赤字補填として、過疎債など何か別の財源

はなかったのか。アンサー、過疎債など財源を探す努力はもちろんするべきだが、ソフト分野になるので過疎債を使うのも容易ではない。広く住民に還元できたのではないかという思いはあるが、一方で、病院を維持してほしいという住民の思いもあり、今回は病院に活用させてもらった。

次に、消防団活動の充実について。

クエスチョン、消防団活動が簡素化されているように思うが、消防団の初出式や入退団式をグリンデルホールで行うのはなぜか。アンサー、室内での開催は本部会議の中で本部役員が決められたことで、町としてもある程度理解し決定している。団員の確保が難しい状況もある中で、本部役員としても消防団員の意見を聞きながら運営していく必要があるという思いで決断されたと思っている。

クエスチョン、想定できないような災害がいつ起こるか分からない中で、消防団はそれらに対応していく訓練を行うことが大切だと思う。そういう意識をもう少し持ってもらえるよう指導や相談をかけることはできないか。アンサー、消防操法大会が令和8年度から廃止になったが、それに代わるものとして何か訓練を取り入れてほしいと消防団本部役員にお願いしている。

クエスチョン、消防団幹部とはそういう話をしているとのことだが、幹部の方たちから各団員に災害に対する意識について指導してほしい。災害に対する団員の意識が薄れているのではないかと思うが。アンサー、我が町は自分たちで守るという精神を受け継いでいきたいと思うが、簡略化してでも何とか団員を確保しようと取り組んでいるのが現状である。町からも声かけや協力はするが、なかなか昔の状態に戻すのは難しい状況だということも理解いただきたい。

次に、地籍調査に関する山上等作業手当について。

クエスチョン、地籍調査で山林へ入った場合に特殊勤務手当である山上等作業手当があり、予算計上されているが、1日200円は常識を逸脱するぐらい安いと思うが。アンサー、国の手当に倣って創設した。国の手当が上がってくれば考えていきたいと思う。ほかの手当との均衡も踏まえ、現状の手当金額は妥当だと判断している。

クエスチョン、現実的には、額に汗を流し、危険な目に遭って、山の上にはスズメバチもいる、かんかん照りで熱中症にもなりかねないような状況で、1日200円はどう聞いても納得できないが。アンサー、現場担当としては、山に一步入ると常に危険と隣り合わせで、安全対策は十分しているといいながらも命に関わることもあると認識している。今回、監査委員からも指摘があったので、適正な手当が出るような形でまた総務課と協議できたらと考えている。

第24号議案から第28号議案までは、特に質疑ありませんでした。

第29号議案、令和8年度神河町訪問看護事業特別会計予算。

クエスチョン、基金がなくなったから一般会計から繰入れを始めたということで1,500万円繰り入れしているが、これは今後も毎年発生してくると理解してよいか。アン

サー、平成6年に事業がスタートして、初めの2か年は病院と町からの繰入れで賄い、それ以後は繰入金なしで来たが、近年の人件費の高騰で令和8年度は1,500万円の繰入れをお願いしている。訪問看護事業は企業会計的な運営が求められているので、近いうちに病院事業会計の中に入れていくということも視野に入れて検討している。今後、町からの繰入れについては協議の中でお願いしていきたい。

第30号議案から第34号議案まで、質疑はありませんでした。

第35号議案、令和8年度公立神崎総合病院事業会計予算。

クエスチョン、当院で治療対応ができない場合は、どういう形で紹介状を出しているのか。アンサー、現在は中播磨医療圏域で三次救急の基幹病院であるはりま姫路総合医療センターに紹介することが圧倒的に多い。ただ、患者の意向も大切なので、意向の確認と症状を勘案した中で、適切な病院に紹介状を出している。

クエスチョン、令和8年度から医師Uターン促進事業支援金などの取組を考えているが、Uターンで医師を勧誘するのに何か支障はあるか。アンサー、大学病院の医師を雇用する場合は医局人事等もあるので医局の意向等も踏まえながら、後で関係がぎこちなくならないような形で十分配慮して対応したいと考えている。

クエスチョン、医療機器の種類によって違うと思うが、長くて何年くらい使用しているのか。アンサー、例えばCTやMRIといった高額な機械については大体7年が耐用年数だが、当院では10年以上をめどに更新を考えている。いろんな機械があるので一概には言えないが、耐用年数の2倍を超えて使っている機械もある。

クエスチョン、予算を組まれるに当たって想定した入院患者数や外来患者数は高い目標が設定されているが、果たして達成できるのか。あまりにも甘い見積りではないか。アンサー、甘い見積りではないかという御指摘だが、何も勝算なしでこういった予算を立てているわけではない。来年度は、ここ数年来の懸案であった若手の医師、ある程度経験を経た先生も含めて充実した体制が組めそうなので、4月以降は外来体制を強化したいと考えている。

クエスチョン、本当に高い目標だと思うし、この目標を達成してもまだ5億円の赤字である。今いろいろと改革や取組をされており、内科医師が4月から2名増えるという明るい兆しも見えているが、そこに甘んじることなく、予算を達成することより、予算を超える勢いで頑張っていたいただきたい。アンサー、医局会議でも、予算達成は最低限、キャッシュフローの関係で高い目標にしなければならないことも説明した上で、町長の檄も飛び、やっていこうという話になったので頑張っていきたい。

クエスチョン、管理者である町長は、このような状況において厚生労働省にどのような要望をし、どういう方向の支援を求められているのか。アンサー、予算編成に当たっては、県への要望、そして国への要望、厚生労働省への要望ということで県を經由し、また国の各省庁や国会議員に対して要望活動も行っている。12月の県と市町長会との懇談会の場で、人件費の高騰や物価高騰による公立病院の経営困難という部分について

は、県としてしっかりとした支援をお願いしたいということを、県市長会の会長と共に町村会長である私も同じ内容で意見を述べている。

委員会として、審査中に出された質疑や意見について真摯に受け止めていただき、事務事業の計画的かつ着実な実施と、予算の適切な執行に努めていただくようお願いしました。

なお、議案審査の記録は、事務局に保管してありますので御覧ください。

これで予算特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（澤田 俊一君） 報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

これより議案ごとに討論、採決に入ります。

まず、第23号議案、令和8年度神河町一般会計予算に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第23号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第23号議案は、原案のとおり可決しました。

次に、第24号議案、令和8年度神河町ケアステーション事業特別会計予算に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第24号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第24号議案は、原案のとおり可決しました。

次に、第25号議案、令和8年度神河町国民健康保険事業特別会計予算に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第25号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第25号議案は、原案のとおり可決しました。

次に、第26号議案、令和8年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第26号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第26号議案は、原案のとおり可決しました。

次に、第27号議案、令和8年度神河町介護保険事業特別会計予算に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第27号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第27号議案は、原案のとおり可決しました。

次に、第28号議案、令和8年度神河町土地開発事業特別会計予算に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第28号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第28号議案は、原案のとおり可決しました。

次に、第29号議案、令和8年度神河町訪問看護事業特別会計予算に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第29号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第29号議案は、原案のとおり可決しました。

次に、第30号議案、令和8年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第30号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第30号議案は、原案のとおり可決しました。

次に、第31号議案、令和8年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第31号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第31号議案は、原案のとおり可決しました。

次に、第32号議案、令和8年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第32号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第32号議案は、原案のとおり可決しました。

次に、第33号議案、令和8年度神河町水道事業会計予算に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第33号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第 3 3 号議案は、原案のとおり可決しました。

次に、第 3 4 号議案、令和 8 年度神河町下水道事業会計予算に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第 3 4 号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第 3 4 号議案は、原案のとおり可決しました。

次に、第 3 5 号議案、令和 8 年度公立神崎総合病院事業会計予算に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第 3 5 号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第 3 5 号議案は、原案のとおり可決しました。

ここで暫時休憩します。再開を 1 0 時 1 5 分とします。

午前 9 時 5 6 分休憩

-----  
午前 1 0 時 1 5 分再開

○議長（澤田 俊一君） 会議を再開します。

○議長（澤田 俊一君） 次の日程に入る前に、第 3 9 号議案、第 4 0 号議案及び第 4 1 号議案の 3 議案について経過を説明します。

3 議案については、3 月 1 6 日の本会議において町長から議案の提案説明がありました。本日、質疑を行った後、討論と採決を行います。

それでは、日程に戻ります。

-----  
日程第 5 第 3 9 号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第 5、第 3 9 号議案、神河町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

第39号議案に対する質疑に入ります。質疑ある方。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。3点ばかりお尋ねをいたします。

特殊勤務手当のいわゆる改正なんですけども、そこに病院のほうを追加されました。夜間待機業務に従事する職員として2,000円支給するようになるんですけども、本来のこの条例の別表がありますね、医師手当、医師に対して何ぼだとか、ずっとあります。医師に対しては、5,000円プラス超過勤務手当、たしかなってると思うんですね。そうすると、この2,000円がそこに加わるのか、加わらないのかという問題が1点です。これはあくまで現状に合うようにしての改正なんで、それをお尋ねします。

それと、2点目です。その財源を研究手当からという話でした。医師からどのような意見があったのかを聞かせていただきたいのと、もう一つ、3点目です。当然この制度入れることによって、研究手当も触られるんですけど、こういうやり方すると毎月毎月、額が変わってきますよね。その辺りどうされるのか。いわゆる今後、研究手当を見直すことも前提にして考えておられるのか、その3点ちょっとお聞かせください。

○議長（澤田 俊一君） 井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。それでは、今御質問受けました3点について御説明をさせていただきます。

1点目の別表によりまして、呼出し手当のことだと思いますけれども、5,000円プラス時間外勤務手当というところがございます。この部分は、連絡を受けて呼出しになった場合に支給をさせていただく手当額でございまして、このたび提案させていただいておるのは、自宅等で待機する中で、その相談業務に応じること等による手当を支給させていただくというものでございますので、種類が違うということで御理解をいただきたいと思います。この部分については、重複して支払いはいたしません。

2点目ですけれども、財源を、医師の研究手当から財源確保ということで御説明をさせていただきました。実は3月の9日に医局会もございまして、そちらのほうでも説明をさせていただいたんですけども、特に大きな反対といたしますか、そういった御意見はなく、おおむねといたしますか、全員の医師に認めていただいたところでございます。

3点目ですけれども、医師の研究手当ですね。現在、特殊勤務手当条例の第14条によりまして、研究手当は医師に支給し、その手当額は勤務1か月について20万円を超えない範囲において町長が定めるという規定になっております。医師の方々に御説明を申し上げたのは、本年4月から待機手当の財源確保のために、今現在、上限の20万円を一律してお支払いをしておりますけれども、その基礎額を15万円にさせていただいて、プラス日直対応いただく方、また宿直対応いただく方、オンコール対応いただく医師には一律1万円を加算させていただくということにしておりますので、研究手当自体は毎月毎月、額が変わるものではないということで御理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。医者の場合、病院の場合、いろいろ手当と細分分けが細かくなってます。当然、今言いましたように、別表でもはっきりしとかんとあかん部分、自宅待機じゃねえわ、何だっけ、夜間待機手当、名目使われるんなら、そういう名目でやっぱり別表の中で整理されたらいいんじゃないかなと思います。

気になったのは、今回のこの手当、実態に合うように、厚労省からもいろんな資料が出ております。ということで合わされるんだと思いますし、近隣の病院なり、県の病院も見てされてると、それはもう理解します。

気になったのは、その財源があって、研究手当、15万円しましたよ、それから1万円下げましたよと言われましたけど、それは20万円を超えない範囲ですから、それはいいんですけど、じゃ、もともと実態に合わせようという考え方の中で、オンコール制度、いわゆる手当出されてて、じゃ、実際に研究されて、先端技術を勉強されて、神崎総合病院が、ここの売りはこんな専門のええ先生がおってやから、ここ行ったららっきゃでというようなことをやっぱり伝えていかないと、普通の病院になっても意味ないんで、そのための研究で生かされるお金やったら別に20万が30万になっていいと思うんですよ。ただ、人の確保のためにただ落としましたよじゃなくて、一方は、実態に合わそうとされるなら、実際使われた分で払われたらいいと思うんですよ。例えば研究手当ね。やっぱりそうしないと、実態合わすんだったら全て合わす考え方、そうなるとやっぱりどっちかといえば、全然行かれてない方もあるかもしれませんし、頻繁に行かれてる方もあるかもしれん。実態に合わすようにされたらいかがでしょうか。その辺ちょっと確認したいんですけど。

○議長（澤田 俊一君） 井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。どうもありがとうございます。

実は令和8年の4月から先ほど申し上げたような形で運用をさせていただくということですが、令和8年度中に再度、この研究手当の部分等につきまして、院内でももう少し検討させていただいて、9年度以降については、より一層、業績評価といえますか、そういうものを支給額に反映させるために、もう少し切り込んだ形で対応は検討させていただきたいと思いますので、今、議員がおっしゃった部分についてはちょっと今後また検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（澤田 俊一君） 9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。やっぱり4月1日で新年度にも入りますんで、もう早速このお金動きますんで、本来はこれ3月議会でそのことが上がってこない。いやいや、まだ決めてないんですよ、はっきり決まってないんですよ、4月になって考えますじゃなくて、その対応もちょっとずれてるんかなと思ったんでお聞きするんですけど、もう4月から動く話ですから、やっぱり3月の段階で上程されて、協議

しとくべきかなと思ったんです。

○議長（澤田 俊一君） 井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。議員おっしゃるとおりでございます。当初、3月議会の初日に提案をさせていただくということで準備をしておったんですけれども、医師の方々の説明が少し遅れまして、初日に提出できなかったというところは私の事務が遅れたというところでございます。大変申し訳ございませんでした。

今後につきましては、初日提出が原則というところで努めてまいりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（澤田 俊一君） ほかに。

高階町参事兼病院事務長。

○町参事兼事務長（高階 正三君） 町参事兼事務長の高階です。議員の御指摘どおりでございますので、それは陳謝いたします。

来年度以降につきましては、一応公立病院の弊害といいますか、同じ、一生懸命働いてる方も、あまり言うたらそこまで仕事負荷がかかってない方も同じような給料が出ているというのが、モチベーション上がらない一つの原因だと考えておまして、その辺、研究手当という形で、本来は医師確保のために上乘せいう形で実施されたんですけども、時代が移っておりまして、実際いろんなところでもそういった手当がちょっと削られたという話がありますので、そういった医師の不公平感を是正するために何がいかいことですね、できるだけ早急に検討いたしまして、また改めて上程を図りたいと考えていますので、どうぞ御理解よろしくお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） ほかに質疑ある方。よろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） ほかに質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第39号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第39号議案は、原案のとおり可決しました。

---

#### 日程第6 第40号議案及び第41号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第6、第40号議案、神河町公の施設（峰山高原スキー場）の指定管理者指定の件、第41号議案、神河町公の施設（峰山高原ホテルリラクシ

ア)の指定管理者指定の件の2議案を議題とします。

2議案に対する質疑に入ります。質疑ある方。

9番、藤原議員。

○議員(9番 藤原 資広君) 9番、藤原です。スキー場の関係のことでお尋ねいたします。スキー場施設の使用料ということで、年間1,800万、10年間ですから1億8,000万。もともとの説明では、メンテナンス、維持管理上に必要な分を10年に分けて、分割もいただきますという話だったと思うんですけども、当然10年も長期になりますんで、1億8,000万も多分前後するんだと思います。確定にされるのか、また増減があった場合はそれで見直して調整されるのか、その辺教えてください。

○議長(澤田 俊一君) 高橋ひと・まち・みらい課商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事(高橋 吉治君) ひと・まち・みらい課の高橋でございます。ただいま藤原議員の御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

議員おっしゃられるとおり、1,800万円につきましては、今後のメンテナンス計画に基づく令和9年度から向こう10年間のメンテナンス費用ということで、基本的な部分という状況でございます。当然、現在、この10年間の分につきましては約1億2,000万円ということで今現在見ておりますけれども、過去10年間で物価の高騰率が約50%アップというところ、またそれと、昨今の社会情勢から物価高騰が継続するものと推察しまして、同様の物価高騰率を採用いたしまして、1億2,000万の1.5倍ということで1億8,000万、それを10年間で割った分で年間1,800万円としております。

今おっしゃいました年1,800万円を超える分についてはどうするのかというところでございますけれども、実際には当然MEリゾート播磨のほうとも十分協議をしながら、超える部分については、本来町が修繕を行わなければならないものいうところをきちんと吟味させていただいた上で、その上で当然町が払わなければならない修繕であれば、財政協議も含めてきちんと協議をして行っていきたいというふうに考えております。何が、修繕ですから、いつ壊れるか分からないというところでは危惧するところもあります。当然機械の経過年数も今後、経過していくわけですから、当然そういった予定しないものも発生してくるかもしれません。そういった部分についてはMEリゾート、また町のほう、業者のほう含めて、修繕に伴うその費用について十分吟味して、いい方向性を検討したいというふうに考えとります。

その予算の在り方についてですけれども、その結果ということでございますので、また議会のほう含めて十分御説明させていただきたいというふうに思っております。以上です。

○議長(澤田 俊一君) 9番、藤原議員。

○議員(9番 藤原 資広君) 9番、藤原です。契約期間は10年間ということで、長くあります。当然その間に議会議員選挙も2回絡んでいくわけなんですけど、長期な話

なりますんで、基本協定の中に、19条から22条関係でしたかね、多分、金銭関係の協議はお互いできますよという話で取り決めされてます。今言いました、要は10年間1億8,000万ぐらいかなという話しされてるのは、それでいいですよ。例えばプラス・マイナス3,000万誤差ありましたよ。町としての考え方は、要ったお金の分を頂くのと、いや、1億8,000万言ったけど、安うなった場合は言わないのか、上がったときに言われるのか、指摘されるのか、そこが聞きたかったんですよ。だから最終的には例えば1億5,000万で終わったとしたら1億5,000万の話でいいでしょうし、2億超したときはどうされるのかということが聞きたかったんです。基本的な考え方、どう考えておられるかを教えてください。

○議長（澤田 俊一君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田です。基本的な考え方ということで、イレギュラーな動きの場合は、もちろん今おっしゃっていただいた条項に基づいて議論をするということになります。

イレギュラーじゃない場合、これまで3,000万もらったことと同様でありまして、1,800万をもらって、10年間1億8,000万、これが基本的な物の考え方なんで、大きくずれない限りは過不足についてはこの中でもう吸収していくという考え方ですから、例えば1億で済んだので8,000万返すのかということ、それは考えていないということ。以上です。

○議長（澤田 俊一君） よろしいですか。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。オーバーした場合、どうされるんですか。

○議長（澤田 俊一君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） オーバーのときには、また協議ということになると思うんですが、オーバーする額にもよるかなと思います。多少オーバーしても、初めから今その条件で将来見えない部分の約束まで含めて1億8,000万としてますので、これが1億9,000万かかったので1,000万くださいという議論になるかということ、今の時点で考えると、そうにはならないであろうというふうに思ってます。といいますのは、それ以外にも利益の20%もしくは売上げの1%といったところで当町が修繕に使うための費用も別途もらっているわけですから、細かい数字を追いかけて修繕費は全部あなた持ちですよという約束をしたわけではないというふうに理解してます。以上です。

○議長（澤田 俊一君） ほかに質疑ある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑を終結します。

これより議案ごとに討論、採決を行います。

まず、第40号議案について討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第40号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第40号議案は、原案のとおり可決しました。

続いて、第41号議案について討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第41号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第41号議案は、原案のとおり可決しました。

---

#### 日程第7 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について

○議長（澤田 俊一君） 日程第7、各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員会、議会運営委員会の所管事務について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付されていますとおり、閉会中の継続調査をしたい旨の申出がございます。

お諮りします。各常任委員長、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員長、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

○議長（澤田 俊一君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。今期定例会に付議された案件は全て議了しました。これで閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。

これをもちまして第128回神河町議会定例会を閉会します。

午前10時35分閉会

---

議長挨拶

○議長（澤田 俊一君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、3月3日に開会され、本日まで22日間の会期でありました。

町長から提案されました議案は、専決処分2件、条例の改正と廃止9件、計画の策定と変更3件、指定管理者の指定2件、財産処分1件、工事請負契約1件、令和7年度各会計補正予算11件、令和8年度各会計当初予算13件の計42件でありました。

令和7年度一般会計補正予算（第8号）は総務文教常任委員会に、令和8年度各会計予算は予算特別委員会にそれぞれ付託し、いずれも精力的に審査を行っていただきました。その御労苦に対し、厚く御礼を申し上げます。

各議案とも議員各位の慎重なる審議によりまして、適正、妥当な結論が得られました。議員各位の御精励と御協力に対し、厚く御礼を申し上げます。また、一般質問には4名の議員が登壇し、町政の課題を執行部にただし、議員自らの政策提言を行いました。

町長はじめ執行部の皆様には、議案審議、一般質問に当たり、資料の提出、説明などに真摯なる態度で臨んでいただきましたこと、深く敬意を表します。審議の過程において各議員から述べられました質疑、意見等につきましては、今後の町政に十分に反映され、さらに住みよい神河町の実現に向け、引き続き御尽力を賜りますよう切にお願い申し上げます。

さて、私たち議員は、来る4月末日をもって任期満了となります。任期中は、住民福祉の向上を念頭に、町民の皆様への負託に応えるため、それぞれが誠心誠意、その職務に当たるとともに、町民の皆様への信頼される議会を目指し、議会改革に取り組んでまいりました。充実した4年間であったと確信しております。

今期をもって勇退される方、また引き続き挑戦される方と、それぞれのお立場は異なりますが、住民福祉の向上と町政の発展のため、今後ともますます御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

また、私ごとではありますが、この2年間、議員各位の絶大なる御支援と御協力を賜り、議長の重責を全うさせていただきましたことは、身に余る光栄に存じます。

この場をお借りしまして、心より御礼申し上げます。誠にありがとうございました。

結びに、三寒四温を繰り返しながら、ようやく草木が芽吹き、春の訪れを感じる季節となりました。皆様方の御健勝と御多幸、さらには神河町のますますの発展と神河町議会の活性化を御祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

.....  
町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） 第128回神河町議会定例会の閉会に当たり、議員各位に対しまして、一言お礼を兼ねまして御挨拶申し上げます。

去る3月3日から開会いたしました今定例会には、条例改正ほか、令和7年度各会計の補正予算、令和8年度各会計当初予算及び財産処分、指定管理者指定の件など、全ての案件につきまして、承認、可決賜り、誠にありがとうございました。各議案審議にお

いて議員各位より頂戴しました御意見、御提言につきまして、町執行部として真摯に受け止め、常に健全財政運営に心がけ、予算執行に当たってまいり所存でございます。

神河町の最大の課題は、人口減少を克服して世代交代がいつの時代も継続できる持続可能なまちづくりにあります。引き続き2050神河将来ビジョンを理想の未来を示す羅針盤と位置づけ、第2次長期総合計画を骨格に、第3期地域創生総合戦略を軸としたまちづくりを推進してまいります。

第3期地域創生総合戦略の4つを基本目標とします。1点目の豊かな自然を生かし、安定した仕事を創造する、2点目、地域の魅力を高め、交流から関係、そして定住へとつなげる、3つ目、希望を持って結婚・出産・子育てできる社会を実現する、4つ目、安心して過ごせる豊かな暮らしを実現するを基本に、たとえ人口が6,000人規模となった場合でも、町民の皆様がこれまでと変わらず安心して暮らせる持続可能な地域社会を実現するため、今年度新たに掲げましたキャッチフレーズ「突き抜けよう！かみかわ」の下、町民の皆様と共に知恵を出し合いながら、人口減少時代においても持続可能で活力ある神河町の実現に向け全力で取り組んでまいります。議員各位には引き続きの町政に対する御支援、御教示を心からお願い申し上げます。

ここで令和7年度の特別交付税の交付額が決定しましたので、報告いたします。決定額は6億3,342万4,000円でございます。前年度と比較して1,664万7,000円の増額でございます。予算ベースでは、予算額5億円に対して1億3,342万4,000円の増額になります。詳細を見ますと、12月交付分が対前年度比9.5%、1,330万2,000円増額の1億5,307万4,000円。主な要因が地籍調査、地域活性化起業人事業への増額です。そして3月交付分が対前年度比0.7%、334万5,000円増額の4億8,035万円。兵庫県との特殊事情の協議においては、特に病院経営、経営改善の取組方針を評価いただいた結果です。現在の予算との差額1億3,342万4,000円につきましては、財政調整基金積立金の増額等の専決処分とさせていただきますので、よろしく願いいたします。以上、報告といたします。

在任中、多くの実績を残されました議員各位の任期もいよいよ間近になりました。皆様と議場でお目にかかることは、恐らく本日をもって今任期中最後となるのではないかと存じます。議員各位には、この任期中の4年間、「ハートがふれあう住民自治のまち」「大好き！私たちの町 かみかわ」のまちづくりの実現に向けて多大な御苦勞があったことと存じます。改めまして、議員各位に感謝申し上げます。

議員各位におかれましては、引き続き町議会に立候補予定、また御勇退される方もいらっしゃるよう伺っております。

引き続き御出馬になる方におかれましては、御健闘いただき、再びこの議場でお目にかかれますよう心からお待ち申し上げます。

また、御勇退される議員におかれましては、御在任中と変わることなく、町政に対しまして、これまで同様に御指導、お力添え賜りますようお願いいたします。

さて、米国、イスラエルによるイランへの軍事行動で中東情勢はさらに緊迫の度を増しています。同時に、ホルムズ海峡閉鎖による原油価格の高騰など日本への影響は拡大しています。いずれにしましても、これ以上犠牲者が出ない、一日も早い平和的解決と世界経済の安定を強く望むものです。

また、国内では、新年度予算成立に向けて参議院での審議がされていますが、年度内成立が厳しさを増す中、暫定予算編成含めて週明けに最終判断との報道もされています。地方創生加速化させる上においても、新年度予算の執行が停滞することのない国会運営を望むところでございます。

最後になりましたが、15日に9シーズン目を終了しました峰山高原ホワイトピークは、天然雪、人工雪のコース設営により、5万6,741人の入り込みとなりました。過去最高を記録した昨シーズンには届きませんでした。大いににぎわいを見せました。

4月に入り新年度がスタートしますと、18日には関西電力PR館跡地にトヨタカローラ姫路株式会社によるアウトドア施設カロひめりバーがグランドオープンし、神河町に新たな観光レジャースポットが誕生します。これからの事業展開を大いに期待したいと思います。

来週には4月に入りますが、まだまだ寒暖の差が厳しくございます。くれぐれも健康に御留意いただき、御活躍されますことをお祈り申し上げまして、定例会閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

午前10時47分

---